

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジの運営団体選定に関する要綱

制 定 平成 22 年 4 月 16 日

最近改正 令和元年 9 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南区国際交流ラウンジ要綱（以下「要綱」という。）第 6 条に基づいて、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（以下「みなみラウンジ」という。）の運営団体を選定するために必要な手続きを定めるものとする。

(運営団体の選定)

第 2 条 みなみラウンジの運営団体を公平かつ適正に選定するにあたって横浜市契約規則、横浜市南区委託業者選定委員会要綱に基づくほか、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に準じて行うものとする。

- 2 運営団体はプロポーザル方式により公募し、応募者の中から選定を行うものとする。
- 3 運営団体の選定にあたっては、横浜市南区委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）のほか、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を新たに設置し選定を行う。

(選定委員会の審議事項)

第 3 条 選定委員会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施の決定
- (2) プロポーザルの実施に関する事項
 - ア プロポーザル評価委員の選定
 - イ 募集要項の作成
 - ウ 評価項目及びそのウエイト等の設定
 - エ その他区長が必要と認めるもの
- (3) 選定に関する審査
 - ア 評価委員会における選定手続
 - イ 受託候補者の順位の決定

(評価委員会の設置)

第 4 条 評価委員会は外国人施策に関わる課の職員、選定委員会委員の 5 人以上で構成する。

- 2 評価委員会に委員長、副委員長及び委員をおき、委員長については業者選定委員会が指名し、副委員長については委員の互選とする。
- 3 委員長に事故があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(評価委員会の実施業務)

第 5 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の方法及び評価基準の決定
- (2) 提案内容（ヒアリング含む）の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 評価委員会は、外部有識者等から必要に応じて意見聴取することができる。

(運営団体の応募資格)

第 6 条 運営団体の応募資格については、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 安全円滑にみなみラウンジを管理運営できる団体
- (2) 活動の内容が、次のア～エのいずれにも該当しない団体

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
- ウ 特定の公職の候補若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公益を害するおそれのある活動

(3) 代表者もしくは役員が、次のア～ウのいずれにも該当しない団体

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- ウ 指定暴力団の構成員である者

(申請期間及び申請方法)

第7条 申請期間、申請方法及び申請に必要な書類等の必要な条件は別に定める「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ運営法人等募集要項」によるものとする。

(評価)

第8条 評価は次に掲げる事項とする。

- (1) 組織としての意志決定が適切に行われ、健全な財務状況にあること。
- (2) みなみラウンジの設置理念、区政運営上の位置付け等の理解に基づく運営が図られること。
- (3) 各種事業に関する考え方、計画が優れており、実現性があること。
- (4) 受託期間中、安定した管理運営を行うことのできる能力及び実績を有していること。

(結果の通知)

第9条 区長は、選定結果について応募団体に対して文書で通知するものとする。

(選定の効力)

第10条 選定の効力は、運営を開始してから5年目の会計年度の末日までとする。

ただし、区長は、効力の期間を短縮することができる。

2 区長は、次に掲げる場合は、運営団体の選定を取り消すことができる。

- (1) 運営団体の応募にあたり、虚偽記載事項等の不正があった場合
- (2) その他、運営団体による運営を継続することが適当でないとき

(委託の締結)

第11条 選定された運営団体は、区長とみなみラウンジの管理運営事務に関する契約を締結する。

2 前項で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 委託期間に関する事項
- (2) 委託事務内容に関する事項
- (3) 委託料に関する事項
- (4) 委託事務に監視に関して保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告等に関する事項
- (6) その他区長が必要と認める事項

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。